

## 会館使用上の注意・利用者の皆様へ

公益財団法人佐賀県体育協会事務局

TEL 0952-30-7716

- 1 会館の使用料は、原則として使用する当日までに納入することになっております。ただし、当日納入が困難な場合は、口座振替等の方法により、使用后14日以内に納入をお願いします。
- 2 空調設備（冷暖房）を使用される場合は、使用料とは別に空調代の納入をお願いします。
- 3 会館を使用したときは、使用した器具等は原状に復帰し、清掃のうえ受付へ連絡し退出してください。
- 4 飲食物を供する場合は、事前に申し出をして、許可を受けてください。
- 5 喫煙について  
会館内及び敷地内は禁煙となっております。喫煙される方は、所定の場所（北門入口付近）をお願いします。
- 6 キャンセル料について  
取消しの場合、使用日の2日前までは無料、使用日の1日前までは使用料の半額、使用日の当日は使用料の全額を申し受けます。
- 7 使用者が会館の設備等を破損し又は滅失したときは、その損害を賠償していただくことになります。